

# 深谷市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、全ての障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示すること並びに意思疎通を行うことのできる社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、「コミュニケーション手段」とは、手話、触手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆、代読、情報通信機器の使用その他障害者が情報を取得し、及び意思疎通を図る際に必要な手段として利用されるものをいう。

## (基本理念)

第3条 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保は、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関する施策を推進するものとする。

## (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に

関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において障害の特性に応じたコミュニケーション手段が利用できる環境となるよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保に対する理解の促進に関する施策

(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策

(3) 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、朗読者、代筆者、代読者その他障害者のコミュニケーション手段の利用の支援を行う者の養成及び活動支援に関する施策

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。